

平成 21 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

役員報酬減額に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生ADR 手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおり、本日、別途公表の「事業再生ADR 手続の進捗状況に関するお知らせ」の通り、協議会議の続会が開催され、当社より事業再生計画案の内容を説明させていただいた後、事業再生ADR 手続の手続実施者より、事業再生計画案につき、その必要性が認められるとともに、法令適合性、公正・妥当性、経済合理性を有し、かつ実行可能性のある旨の意見陳述がなされました。また、引き続き決議会議が開催され、事業再生計画案の決議のための決議会議の続会を平成 21 年 10 月 29 日に開催すること、及び借入金元本返済の一時停止の期間を決議会議の続会の開催日まで延長することについてご承認いただいております。

株主の皆様、手続対象債権者の皆様、社債権者の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご負担とご迷惑をおかけしており、このような状況を真摯に受け止め、経営責任を明確にするため、本日開催の取締役会において、平成 21 年 2 月 13 日公表の役員報酬減額率から、さらなる減額を下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、各監査役からは自主的に報酬減額の申入れがありましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 減額の内容

	変更前		変更後
代表取締役	月額報酬の 30%を減額	⇒	月額報酬の 60%を減額
常務取締役	月額報酬の 20%を減額	⇒	月額報酬の 35%を減額
取締役	月額報酬の 10%を減額	⇒	月額報酬の 20%を減額
常勤監査役	—	⇒	月額報酬の 20%を減額
監査役	—	⇒	月額報酬の 15%を減額

2. 対象期間

平成 21 年 10 月から当面の間

以上